

平井小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、学校・家庭・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、をもとに「平井小学校いじめ防止基本方針」を定める。

いじめは、すべての学級、すべての子供に起こり得るものである。本校では日常的にいじめの未然防止に取り組み、すべての児童が楽しく豊かな学校生活が送れるように、いじめのない学校づくりを進める。

1 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法 第2条」より】

【具体的ないじめの態様】

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。

学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。

児童、教職員の人権尊重の意識を高める。

児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。

児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。

いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。

いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

3 校内体制

(1) 組織

校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。

校長が認める者（該当児童関係教職員、PTA役員、学校評議員、民生・児童委員等）

さらに、問題が複雑化、多様化し、学校だけでは対応しきれない場合は、「学校サポートチーム」を設置し、問題の解決に当たる。構成は、校長・副校長・生活指導主任・PTA役員・民生児童委員・家庭支援センター職員・青少年委員 とする。

(2) 役割

いじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。

- ・いじめに関する情報の収集及び共有。 ・児童・保護者へのいじめ防止の啓発。
- ・いじめ事実の確認。対策案を練る。 ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
- ・学級への指導体制の強化、支援。 ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

4 いじめの防止等の対策のための具体的な取り組み

「いじめ防止対策推進法」第十六条により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

(1) いじめの防止

- ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
- ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・保護者との連携を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報共有をする。
- ・年3回のアンケート調査を実施する。
- ・年間定数のカウンセリングを実施（教育相談）する。
- ・日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して児童の実態を把握する。
- ・家庭訪問等を通して、保護者との連携を深める。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。
- ・いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。
- ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。
- ・江戸川区教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関と連携をとる。
- ・いじめに対する研修を年2回行い、教職員の資質向上に努め、「いじめ防止対策推進法」に示されている取組を確実に実施できるようにする。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

「いじめ防止対策推進法」第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、江戸川区教育委員会を通して区長へ事態発生について報告する。その後、教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。

6 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

「いじめ防止対策推進法」第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や区教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・ P T Aの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、「学校だより」を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・ 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解・協力を計る。
- ・ いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。
- ・ 子ども家庭支援センター・児童相談所・警察のスクールサポーターなどと連携し、いじめ防止対策に努める。

7 日常の取り組み

(1) 日常の取り組み

平井小生活の基本

- ・楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」をつけて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをする事、人に迷惑を掛けないことなどを指導する
- ・学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律を守らせる。

楽しい授業・わかる授業づくり

- ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
- ・算数科では、習熟度別少人数指導の充実を図る。
- ・グループ学習や協同的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。

校内研究

- ・言語活動の充実に向けて、全教科領域において具体的な手立てを工夫し、「自ら考え、豊かに表現し、互いに認め合い、高め合える子」を育成する。

(2) 道徳の授業を通して (年3回いじめに関する授業を実施)

思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。

児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。

道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。

いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。

全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 特別活動の取り組みを通して

全教育活動を通して

- ・望ましい人間関係を築く

よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。

- ・学級の支持的風土を育む(安心・安全な居場所づくり)

学級全員で集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施する。

学級活動を通して

- ・学級会の充実

学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。また違いや多様性を越えて、「合意形成」をする力を育てる。

- ・係活動の充実

児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合っ係の組織をつくり全員でいくつかの係に分かれて自主的に活動を行うことによって自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にすることを育てる。

児童会活動を通して

- ・委員会活動の充実

自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちではなく自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

- ・たてわり班活動の充実

高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対するあこがれの気持ちを育てる。

クラブ活動を通して

- ・共通の興味・感心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

学校行事を通して

・自主性・協調性の育成

児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

・体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行う場合に必要な生きて働く知恵や技能を身に付ける。

・家庭や地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童の生き生きと学習したり生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。

児童の実態把握を通して

- ・アンケートやスクールカウンセラーや担任による個人面談を実施したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。